令和5年度 財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園 子 ど も 家 庭 部 児 童 育 成 課

狛江市監查委員

令和5年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園 所 管 課 子ども家庭部 児童育成課

第3 監査の範囲

令和4年度及び令和5年4月1日から8月31日までの補助金の執行状況等

第4 監査の実施期間

令和5年8月30日から12月26日まで [監査の実施日: 令和5年11月1日]

第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課において、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか等、次の事項を主眼に、提出書類、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

1. 所管課

- (1) 補助金の目的、基準等は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告でなされているか。 また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の精算、返還手続は適正に行われているか。

2. 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。 また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第6 団体の概要

1. 名 称 社会福祉法人 調布白雲福祉会 パイオニアキッズ西野川園

2. 設 立 平成28年4月

4. 事業概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に規定する保育所型認定こども園の運営

5. 目 的

設置者である社会福祉法人調布白雲福祉会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として保育所の経営等を行っており、パイオニアキッズ西野川園は、保育所型認定こども園として、子ども・子育て支援法及び社会福祉法等の規定により、園において園児が、明るく衛生的な環境で、心身ともに健やかに社会の一員として育成されることを目的として、保育を必要とする乳児、幼児の保育事業を行っている。

6. 役 員 (社会福祉法人調布白雲福祉会)

- (1) 理 事 6名
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員 7名

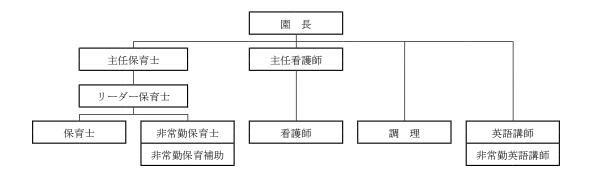
7. 職員配置

園長 1名、主任保育士 4名、リーダ保育士 4名、保育士 12名、非常勤保育士 3名、非常勤保育補助 1名、

主任看護師 1名、看護師 1名、

調理 5名(1名産休)、英語講師 2名、非常勤英語講師 1名

【 職員組織図 】



8. 児童定員 117 名

9. 市との関係

地域の実情に応じて保育サービスの向上を図ることや、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うこと等を目的として、市は、パイオニアキッズ西野川園に対し、各種補助等を支出する。

10. 補助金の状況

名称

狛江市保育士等キャリアアップ補助金 狛江市保育サービス推進事業補助金 狛江市保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金 狛江市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金 狛江市保育士等処遇改善事業補助金 狛江市一時預かり事業(幼稚園型)補助金

各補助金の交付状況は以下のとおりである。

令和4年度 (単位:円)

名称	交付申請額	交付確定額
狛江市保育士等キャリアアップ補助金	11, 615, 000	11, 597, 000
狛江市保育サービス推進事業補助金	3, 859, 000	3, 222, 000
狛江市保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金	6, 898, 000	6, 736, 000
狛江市保育所等における児童の安全対策強化事業補助金	500,000	500, 000
狛江市保育士等処遇改善事業補助金	2, 076, 960	2, 076, 960
狛江市一時預かり事業(幼稚園型)補助金	1, 633, 000	1, 615, 000
計	26, 581, 960	25, 746, 960

11. 負担金の状況

負担金名称 狛江市施設型給付費及び地域型保育給付費等の支出

負担金の交付状況は以下のとおりである。

令和4年度

(単位:円)

項目	執行額
公定価格1号	28, 957, 030
公定価格2・3号	120, 043, 110
市費負担金	49, 955, 420
利用者負担金	△ 9, 917, 040
計	189, 038, 520

	令和4年度		
	支 出 目	金額	
4月分	令和 4年 4月28日	15, 299, 630	
5月分	令和 4年 5月31日	14, 920, 370	
6月分	令和 4年 6月30日	15, 710, 550	
7月分	令和 4年 7月29日	15, 464, 110	
8月分	令和 4年 8月31日	15, 269, 850	
9月分	令和 4年 9月30日	15, 680, 980	
10 月分	令和 4年10月31日	15, 558, 970	
11 月分	令和 4年11月30日	15, 470, 560	
12月分	令和 4年12月27日	16, 131, 490	
1月分	令和 5年 1月31日	15, 301, 360	
2月分	令和 5年 2月28日	15, 414, 080	
3月分	令和 5年 3月31日	15, 789, 470	
年度末精算分	令和 5年 5月31日	3, 027, 100	
合 計		189, 038, 520	

※負担金は毎月申請され、年度末に精算を行う。

令和5年度(令和5年8月末現在)

(単位:円)

	令和5年度		
	支 出 日	金額	
4月分	令和 5年 4月28日	15, 556, 520	
5月分	令和 5年 5月31日	15, 664, 710	
6月分	令和 5年 6月29日	16, 157, 030	
7月分	令和 5年 7月31日	15, 680, 610	
8月分	令和 5年 8月31日	16, 271, 040	
合 計		79, 329, 910	

第7 監査の結果

パイオニアキッズ西野川園及び子ども家庭部児童育成課の補助対象事業 に係る出納その他の事務の執行について、提出資料及び関係帳票類の確認 並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に 述べる。

社会福祉法人調布白雲福祉会が設置するパイオニアキッズ西野川園は、 平成28年4月に狛江市初となる認定こども園(保育所型)として開園され た定員117名の保育園である。

『子どもたちに生き抜く力を』理念として、日本の保育所保育指針とともにニュージーランドの保育指針も取り入れながら、「子どもの自己決定を尊重し、その行動に対する自己責任を、保護者の理解を得ながら、保育者がしっかり意識して保育環境をつくり、子どもと大人が同じ目線で関わり合う」、「園で乳幼児時代を過ごした子どもたちが、将来、しっかりと自立した大人になってくれることを願い、信じて保育園を運営する」等の方針のもと、日々、保育に取り組んでいる。

保育の内容については、0歳児~5歳児の保育を実施しており、保育基本時間を7時~18時(幼稚園枠は9時~14時)として延長保育も実施している。

園児の健康管理においては、毎月1回の乳児健康診断、年2回の内科検 診及び歯科検診等を実施している。

安全管理においては、地震・火災を想定した避難訓練を毎月実施するとともに、洪水被害、広域避難場所(緑野小学校)への移動訓練も実施されている。また、園の門扉はオートロックで、訪問者に対してはインターホンとともに防犯カメラの画像をモニターで確認した後、ICカードで解錠することが徹底されており、不審者対応訓練も実施されている。給食のアレルギー対応については、トレイの色を分け座席を指定し、食事中は職員が隣について他園児の給食と混在させないとする安全対策が取られている。

今後も、保育を必要とする保護者の期待に応え、特色ある保育活動を展開し、一人ひとりの子どもにとって充実した保育が提供されるよう努めていただきたい。

なお、パイオニアキッズ西野川園においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められ、特に指摘すべき事項は見当らなかった。

次に、子ども家庭部児童育成課においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められるものの、一部において改善等すべき事項が見受けられたため、以下、それら事項を述べる。

1. 申請書類等の確認について

各補助金等の申請書、実績報告書等の確認において、形式的な確認にと どまっているものが見受けられた。このことから、リスク管理の観点から も、チェックシートを作成し複数で確認する等、適正なチェック体制の構 築に努められたい。

2. 補助金交付要綱について

各補助金を交付するため要綱が規程されているが、いくつかの要綱において、その内容に一部不備等が見受けられた。このことから、改めて確認及び見直しをお願いする。